#### ○上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付要綱

令和2年3月30日 告示第109号 改正 令和3年10月1日告示第152号 令和3年12月24日告示第173号 令和5年3月30日告示第90号

(趣旨)

第1条 この告示は、安全で安心な暮らしの確保及び居住環境の改善を図るため、市内の 老朽化し、危険な空家の解体又は当該空家を解体した跡地の利用及び活用(以下「利活 用」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補 助金等交付規則(平成18年規則第46号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 空家 市内に所在する1年以上使用されていないことが常態である戸建住宅(延べ 面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの及び長屋を含む。)をいう。
  - (2) 老朽危険空家 市内に所在する空家のうち、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第2条第2項に規定する特定空家等及び当該特定空家等に 準ずるものとして市長が認めるものをいう。
  - (3) 解体工事 敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1項に定めるものをいう。)内の全ての建築物又は工作物(地盤面下にあるものを除く。)の解体、撤去及び処分のために行う工事をいう。
  - (4) 解体跡地 平成31年4月1日以降使用されていない空家を令和2年4月1日以後に 解体した土地をいう。

(交付対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる者は、個人であって、次の各号のいずれにも該当する ものとする。
  - (1) 空家の所有権を有する者(登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者をいう。)又はその相続人であること。
  - (2) 市税を滞納していないこと。
  - (3) 解体する空家について、共有者がいる場合にあっては、その全ての共有者から空家

- の解体についての同意を得られていること。
- (4) 解体する空家について、複数の相続人がいる場合にあっては、その全ての相続人から空家の解体についての同意を得られていること。
- (5) 補助金の交付を申請する日の属する年の前年(1月1日から5月31日までの間にあっては、前々年)の収入金額又は所得金額が別表に掲げる金額以下である者
- (6) 解体工事は、次のア又はイのいずれかに該当する者に発注すること。
  - ア 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による建設業の許可を受けた者 (土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可に限る。)
  - イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条 の規定による解体工事業者の登録を受けた者
- (7) 空家解体跡地の利活用にあっては、解体跡地の土地利用について土地の所有権を有する者の同意を得られていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金を交付することが必要と認めた者について は、補助金を交付することができる。

(令3告示152·一部改正)

(補助対象事業の種類、対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業の種類、対象経費及び補助率等は、次の表のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助率等
老朽危険空家解体事業	一の敷地に存する老朽危険空家の解体に	<b>2</b> 分の1以内。ただし、
	係る工事費の額(家財道具の撤去、運搬	50万円を限度とする。
	及び処分に要する費用を除く。)	
空家解体跡地利活用事業	老朽危険空家解体事業を利用して解体し	10分の2以内。ただし、
	た跡地に、自己の居住する住宅又は店舗	50万円を限度とする。
	(事業所) を建設するための建設工事費	
	の額(解体事業完了後、1年以内に建設	
	工事に着手する場合に限る。)	

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 公共事業その他公共団体が行う事業の補償の対象となっているものは、当該補助の対

象としない。

(老朽危険空家の事前調査等)

- 第5条 老朽危険空家解体事業補助金の交付を受けようとする者(以下「補助金交付希望者」という。)は、その所有又は管理する空家が第2条第2号に規定する老朽危険空家に該当するかどうかについて、あらかじめ市長の判定を受けなければならない。
- 2 前項に規定する判定の申請は、上田市老朽危険空家事前調査申請書(様式第1号)に 次に掲げる書類を添えて、市長に提出して行うものとする。
  - (1) 位置図
  - (2) 現況写真 (敷地全景及び建物2面以上)
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定により申請があった場合は、書類審査及び現地調査を行い、老朽 危険空家に該当するかどうかを判定し、補助金交付希望者に通知するものとする。
- 4 補助金交付希望者は、前項の規定により市長が老朽危険空家に該当すると判定したものについて、次条の規定により老朽危険空家解体事業補助金の交付申請をするものとする。

(補助金の交付申請等)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上田市老朽危険空家解体事業補助金交付申請書(様式第2号)又は上田市空家解体跡地利活用事業補助金交付申請書(様式第3
  - 号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1) 位置図
  - (2) 空家の使用状況報告書(様式第4号)
  - (3) 建物及び土地の登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類)
  - (4) 補助対象経費に係る解体工事(建設工事)の見積書の写し
  - (5) 解体工事(建設工事)工程表
  - (6) 建築する住宅又は店舗の配置図、平面図、立面図(2面)(利活用事業に限る。)
  - (7) 所得証明書、納税証明書等第3条第2号及び第5号に該当することを証する書類 (市の公募等で確認できる場合にあっては、納税・所得状況調査同意書に代えること ができるものとする。)
  - (8) 補助対象空家(補助対象解体跡地の所有者)の共有者又は相続人の同意書
  - (9) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付の対象となる工事は、規則第6条に規定する通知を受けた後に着手する

ものとする。

(補助事業の内容の変更等)

- 第7条 規則第5条第1項第3号及び第4号に規定する承認の申請をしようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 上田市老朽危険空家解体・利活用事業変 更承認申請書(様式第5号)
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 上田市老朽危険空家解体・利活用 事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)

(実績報告)

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、上田市老朽危険 空家解体・利活用事業実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添付して市 長に提出しなければならない。
  - (1) 解体工事又は建設工事の工事請負契約書の写し及び領収書の写し
  - (2) 工事写真(着手前、工事中及び完了時が確認できるもの)
  - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条又は第7条の2に規定する検査済証の 写し(空家解体跡地利活用事業に限る。)
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日から14日を経過した日又は 補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の請求は、規則第13条に規定する補助金等確定通知書の交付を受けた日から起算して10日を経過する日までに、上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出して行わなければならない。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日告示第152号) この告示は、令和3年10月1日から施行する。 附 則(令和3年12月24日告示第173号) この告示は、令和4年1月1日から施行する。 附 則(令和4年3月30日告示第90号) この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表 (第3条関係)

312 (30 0 310)						
区分	金額					
給与所得のみの者	収入金額 1,442万円					
その他の者	所得金額 1, <b>200</b> 万円					

# 備考

- 1 収入金額とは、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条に規定する給与等の収入 金額をいう。
- 2 所得金額とは、所得税法に規定する不動産所得、事業所得及び給与所得を合計した額をいう。

様式第1号(第5条関係)

# 上田市老朽危険空家事前調査申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

申請者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付要綱第5条の規定による判定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、判定のため当該空家に立ち入ることについて承諾します。

空家の所在地	上田市
空家の所有者	住 所:
又 は 相 続 人	氏 名: (申請者との関係 )

- (1) 位置図
- (2) 現況写真(敷地全景及び建物2面以上)
- (3) その他市長が必要と認める書類

## 様式第2号(第6条関係)

# 上田市老朽危険空家解体事業補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

申請者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

空家の所在地	上田市
空家の形態	戸建住宅 · 併用住宅 · 長屋建住宅
解体工事予定額	円
補助金交付申請額	円(1,000円未満切捨て)
解体工事施工者	所 在 地 業 者 名 電話番号 建設業許可 □大臣□知事号 解体工事業登録知事号
解体工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

- (1) 位置図
- (2) 空家の使用状況報告書(様式第4号)
- (3) 建物の登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類)
- (4) 補助対象経費に係る解体工事の見積書の写し
- (5) 解体工事工程表
- (6) 納税·所得状況調査同意書
- (7) 補助対象空家の共有者又は相続人の同意書
- (8) その他市長が必要と認める書類

#### 様式第3号(第6条関係)

## 上田市空家解体跡地利活用事業補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

申請者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、申請します。

解体跡地の所在地	上田市						
空家の解体時期			年	J	月	日	
補助対象経費					円		
補助金交付申請額					円	(1,000円	未満切捨て)
建設工事施工者	所 在 地 業 者 名 電話番号						
建設工事予定期間		年	月	日から	年	月	日まで

- (1) 位置図
- (2) 空家の使用状況報告書(様式第4号)
- (3) 土地の登記事項証明書(未登記の場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者又は相続人を確認できる書類)
- (4) 補助対象経費に係る建設工事の見積書の写し
- (5) 建設工事工程表
- (6) 建築する住宅又は店舗の配置図、平面図、立面図(2面)
- (7) 納税·所得状況調査同意書
- (8) 補助対象解体跡地の所有者の共有者又は相続人の同意書
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第4号(第6条関係)

# 空家の使用状況報告書

年 月 日

(報告先)上田市長

報告者 住 所 氏 名

補助対象の空家の使用状況は下記のとおりで、当該空家が1年以上使用されていないことを報告します。

下記報告内容について、虚偽の内容はありません。報告内容に虚偽があった場合は、補助金の交付決定を取り消しの上、補助金を返還することに同意します。

記

1 空家所在地 上田市\_\_\_\_\_\_

## 2 空家の使用状況

年	月	経 緯
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	

# 様式第5号(第7条関係)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業変更承認申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

申請者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定に対して、次のとおり変更したいので、上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 変更の理由
- 3 変更の内容
- 4 そ の 他

様式第6号(第7条関係)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業中止(廃止)承認申請書

年 月 日

(申請先) 上田市長

申請者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号の補助金交付決定に対して、次のとおり中止 (廃止) したいので、上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 事業を中止 (廃止) する理由
- 3 事業の進捗状況
- 4 事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日

## 様式第7号(第8条関係)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業実績報告書

年 月 日

(報告先)上田市長

報告者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた老朽危険空家解体事業・空家解体跡地利活用事業が完了したので、上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助 金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

事業	きの	種 類	老朽危险	<b>倹空家解</b>	本事業		空家解	体跡地利活	5用事業
工	事 金	盆 額						円	
補助会	金交付沒	央定額						円	
工	事 期	間	年	月	日から	o	年	月	日まで

- (1) 解体又は建設工事の工事請負契約書の写し
- (2) 工事費の領収書の写し
- (3) 工事写真(着手前、工事中、完了時)
- (4) 建築基準法第7条又は第7条の2に規定する検査済証の写し(空家解体跡地利活用事業に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

# 様式第8号(第9条関係)

上田市老朽危険空家解体・利活用事業補助金交付請求書

年 月 日

(請求先)上田市長

請求者 住 所 氏 名 連絡先(電話)

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった、 年度補助金を下記の とおり交付してください。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 送金先

金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	店 所
口座の種類	普通	当座
口座番号		
口 座 名 義 人 (請求者と同一)	(フリガナ)	

様式第1号(第5条関係)

(令3告示173·一部改正)

様式第2号(第6条関係)

(令3告示173・一部改正)

様式第3号(第6条関係)

(令3告示173・一部改正)

様式第4号(第6条関係)

(令3告示173・一部改正)

様式第5号(第7条関係)

(令3告示173・一部改正)

様式第6号(第7条関係)

(令3告示173・一部改正)

様式第7号(第8条関係)

(令3告示173・一部改正)

様式第8号(第9条関係)

(令3告示173・一部改正)